

区域計画の変更の認定申請書

令和 7 年 2 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 6 年 12 月 19 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業」に 1 事業を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 8 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 2 月 21 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）～（5） 略

（6）名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～⑥ 略

⑦ アイリスデンタル・メディカル（神奈川県相模原市）：アメリカ人 1 名【令和 7 年 4 月より実施】

（7）～（20） 略

（21）名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

（国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業）

①～⑦ 略

⑧ 品川駅北周辺地区 4 街区 複合 M I C E 施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、経済への波及効果の高い大規模な国際会議等の M I C E を誘致するため、「世界につながるエキマチー体」の都市整備の中核となる大規模複合 M I C E 施設を整備する。

- b) 当該事業が行われる区域
東京都港区高輪二丁目及び三田三丁目各地内
- c) 当該事業の実施期間
令和4年5月着工、令和7年4月竣工
- d) 当該事業により取得等される設備等の概要
国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合
M I C E 施設（集会施設）
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項
第1条第1号ロ（2）
- エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性
本事業による複合M I C E 施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が
激化する世界のM I C E 市場における誘致に関する国際競争力を強化し、
M I C E 開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、
世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分
野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、
東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体
東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業 内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業) 増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。 ①～⑥ 略 <u>⑦ アイリスデンタル・メディカル（神奈川県相模原市）：アメリカ人1名</u> <u>【令和7年4月より実施】</u> (7)～(20) 略 (21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業) ①～⑦ 略 <u>⑧ 品川駅北周辺地区4街区 複合MICE施設整備事業</u> <u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u> <u>i) 特別償却・投資税額控除</u> <u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> <u>a) 当該事業の概要</u> <u>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、経済への波及効果の高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、「世界につながるエキマチー体」の都市整備の中核となる大規模複合MICE施設を整備する</u> <u>b) 当該事業が行われる区域</u> <u>東京都港区高輪二丁目及び三田三丁目各地内</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業 内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業) 増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。 ①～⑥ 略 [加える。] (7)～(20) 略 (21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業) ①～⑦ 略 [加える。]

<u>c) 当該事業の実施期間</u> <u>令和4年5月着工、令和7年4月竣工</u> <u>d) 当該事業により取得等される設備等の概要</u> <u>国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設（集会施設）</u> <u>ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項</u> <u>第1条第1号ロ（2）</u> <u>エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u> <u>本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。</u> <u>オ) 事業の実施主体</u> <u>東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）</u> 以下 略	以下 略
---	-------------